

「松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」 とは？



意見募集期間：

令和6年12月16日から令和7年1月16日まで

Q どんな内容なの？

平成25年に施行された「松本市子どもの権利に関する条例」に基づいて、すべての子どもにやさしいまちづくりを具体化し、総合的に、そして継続的に推進するための計画です。

令和2年度から5年間の第2次計画の成果を踏まえ、今後5年間に取り組む子どもの権利の普及や子どもの意見表明・参加の促進、子どもの居場所づくりや保護者や支援者への支援等について示しています。

また、国のこども大綱が、こども及び若者を権利の主体と捉えていることを踏まえ、若者が成長・活躍できるための支援等について示しています。

Q 市民生活にどんな影響を与えるの？

子どもに関わるすべての大人が連携・協働して、子どもの権利保障を推進することで、子どもが一人の人間として、自分らしく伸び伸びと成長できるようになります。

そのために松本市では、右の4つの権利を大切にしています。

- 1 主体的に成長する権利
- 2 安心して生きる権利
- 3 自分らしく生きる権利
- 4 社会に参加する権利

子どもの権利が保障されると・・・

子どもは、一人ひとりの違いが「自分らしさ」として認められ、虐待やいじめ等から守られ、いのちを育み、成長していくことはもとより、自分の考えを自由に表現し、自分に関わる場に自由に参加することができます。

子どもは、自分が大切にされることで、他の人の権利も考え、自他のいのちを尊び、子ども同士、子どもと大人との良い人間関係がつくられるようになります。

若者は、自分の考えを自由に表現し、自分に関わる場に自由に参加することで、成長・活躍できるようになります。

ご意見
お待ちしております！



